

改正

平成17年3月1日規則第6号

平成17年10月7日規則第19号

平成19年3月20日規則第6号

平成27年3月31日規則第7号

高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例（平成13年高萩市条例第3号。以下「条例」という。）第9条、第18条第4項及び第20条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、花貫物産センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示して指定管理者の候補者を公募しなければならない。

- (1) 管理を行わせる施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者として指定する期間
- (4) 条例第9条の規定による申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請書)

第3条 条例第9条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とし、指定管理業務に係る計画書のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書面
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書面
- (4) 前事業年度における事業報告書その他法人等の業務内容を明らかにする書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書面

(通知)

第4条 市長は、条例第11条の規定による指定をしたときは、指定された法人等に対しては指定管理者指定書（様式第2号）により、指定されなかった法人等に対しては指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消等通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(協定)

第5条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第15条の規定による利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に次に掲げる事項を記載した事業の報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 管理に要する経費の収支状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

(供用開始の日)

第7条 センターの供用開始の日は、平成13年4月25日とする。ただし、条例第4条第3号の施設については、平成14年4月1日とする。

(運営委員会の委員)

第8条 条例第18条第2項に規定する花貫物産センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 関係機関の代表者
 - (4) 市の職員
- (委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (委員会の任務)

第10条 委員会は、センターの運営について検討し、及び協議する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)

第12条 委員会の庶務は、産業建設部農林課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則により作成されている帳票で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号～様式第 4 号 一略一